

## **[事案 2024-258] 新契約取消請求**

・令和7年11月28日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和4年1月に契約した変額保険（契約①②）について、契約前の募集人の説明が不足しており、保障内容等がニーズに合っていないことから、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

契約①②の契約内容が、契約者の状況において適した内容であったかを検証した結果、申立人の請求に応じることで解決を図ることとしたい。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。